

ハ 前号ハに該当する事業主 次の(1)及び(2)に掲げる事業主の区分に応じ、それぞれ当該規定に定める額	
ハ 前号ハに該当する事業主 次の(1)から(5)までに掲げる事業主の区分に応じ、それぞれ当該規定に定める額の合計額（当該(1)から(5)までのうち、二以上に該当する場合にあつては、当該規定に定める額の合計額）（その額が八十万円を超えるときは、八十万円）	(1) 前号ハ(1)(i)に該当する事業主 二十万円
	(2) 前号ハ(1)(ii)に該当する事業主 二十五万円
	(3) 前号ハ(3)(i)の措置を講じた事業主 二十万円
	(4) 前号ハ(4)(ii)の措置を講じた事業主 二十万円
	(5) 前号ハ(5)(iii)の措置を講じた事業主 二十万円
3・4 (略)	3・4 (略)
附 則	
(施行期日)	
1 この省令は、公布の日から施行する。	
(経過措置)	
2 この省令の施行の日前にこの省令による改正前の第百十八条第二項第一号ハ(3)に規定する就労環境整備計画を都道府県労働局長に提出した事業主に対する人材確保等支援助成コース助成金の支給については、なお従前の例による。	
○国土交通省令第八十一号	
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和八年法律第二十七号）の一部の施行に伴い、及び土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第二項の規定に基づき、土地区画整理法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。	
令和八年十月一日	
国土交通大臣 井林 辰憲	
土地区画整理法施行規則の一部を改正する省令	土地区画整理法施行規則（昭和三十年建設省令第五号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。	
改正後	改正前
(理事の住所についてその一部のみを公告することを求める旨の申出)	(新設)
第十六条の三の二 法第二十九条第二項ただし書の規定による申出は、当該申出に係る理事の住所のうち都道府県名及び市町村名（同一氏名組合員（当該申出に係る理事と	

同一の氏名を有する当該理事以外の組合員をいう。）が当該申出に係る理事と同一の市町村の区域内に住所を有する場合は、都道府県名、市町村名及び市町村の区域内の町又は字の名称）を公告することを求める旨を申し出ることにより行うものとする。

附 則

この省令は、令和八年十月一日から施行する。

○防衛省令第二十五号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八十九条第一項、第九十一条の三及び第九十二条第二項において読み替えて準用する警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）第六條の二第八項の規定に基づき、自衛隊法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年十月一日

自衛隊法施行規則の一部を改正する省令

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八十六条の五」を「第八十六条の四の四」に改める。

第八十六条の五の前に次の一条を加える。

（管理者への通知）

第八十六条の四の四 法第八十九条第一項、第九十一条の三及び第九十二条第二項において読み替えて準用する警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）第六條の二第八項の規定による通知は、次に掲げる事項について、電子メールを送信する方法その他の方法により行うものとする。

一 当該アクセス・無害化処置（法第八十九条第一項、第九十一条の三及び第九十二条第二項において読み替えて準用する警察官職務執行法第六條の二第二項の規定による処置をいう。第三号及び第四号において同じ。）をとつた年月日

二 当該加害関係電子計算機（法第八十九条第一項、第九十一条の三及び第九十二条第二項において読み替えて準用する警察官職務執行法第六條の二第二項に規定する加害関係電子計算機をいう。以下この号において同じ。）を識別するアイ・ピー・アドレス（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第百六十四条第二項第三号に規定するアイ・ピー・アドレスをいう。）その他の当該加害関係電子計算機を識別するための事項

三 当該アクセス・無害化処置の概要

四 当該アクセス・無害化処置をとつた自衛官の所属する自衛隊の部隊又は機関（以下「自衛隊の部隊等」という。）

第八十六条の六中「自衛隊の部隊又は機関（以下「自衛隊の部隊等」という。）を「自衛隊の部隊等」に改める。

附 則

この省令は、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和七年法律第四十三号）の施行の日（令和八年十月一日）から施行する。

法 規 的 告 示

○金融庁告示第七十二号

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）第十条第一項ただし書の規定に基づき、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第十条第一項ただし書の規定により適格機関投資家に該当する者を指定する件（平成五年大蔵省告示第六十九号）の一部を次のように改正する。

令和八年十月一日

金融庁長官 伊藤 豊